

チェックCKDシールの運用について（薬剤師用）

一般社団法人京都府薬剤師会

1. 目的

チェックCKDシール（チェックCKDシールは以下「シール」と称する）を情報共有ツールとして活用し、腎機能低下時の医薬品適正使用に貢献する。

2. 期待できる効果

- ①過量投与の回避、副作用の軽減、禁忌薬の回避、腎毒性薬の回避
- ②医療機関と薬局、薬局間の腎機能情報の共有と連携の強化
- ③医師および薬剤師の腎機能低下時の医薬品適正使用に対する意識の向上

3. 運用方法

- ①**医師が**「シール貼付基準*」に従いお薬手帳や保険証等カバーの表紙等にシールを貼付する。但し、お薬手帳等の更新時等、シールの貼り替えは薬剤師も可とする。

*シール貼付基準

- ① eGFR \leq 50mL/min/1.73m²が3ヶ月以上持続
- ② 3か月以上空けて2回以上の**eGFR \leq 50mL/min/1.73m²**を確認

- ②薬剤師は患者持参のお薬手帳表紙等に貼付されたシールを確認する。
- ③薬剤師は腎機能を把握し、薬剤選択や用法用量・投与間隔等の検討（鑑査）を行い、必要に応じて疑義照会を行う。
 - ア) 検査値記載シールを活用することで処方薬の用法・用量等が評価しやすくなる。
検査値記載シールはお薬手帳内の薬剤情報欄に時系列に貼付する。尚、検査値記載シールは毎回貼付・記載する必要はなく、必要に応じて適宜使用すること。
 - イ) 検査値記載シールの運用については、医師、薬剤師の双方が貼付・記載可とする。
- ④患者からシール貼付の求めがあった場合は、チラシ等資材を用い（配布し）、かかりつけ医等の医師に相談するよう伝えること。薬剤師は当該医師に患者からのシールの求めについて連絡することが望ましく、詳細は「京都腎臓医学会」のHPに掲載の旨伝えること。
- ⑤薬歴（薬局）
薬歴表紙（サマリー）にシール貼付対象者であることが確認できるように記載しておくこと。

4. シールについて患者へ説明（重要）

慢性腎臓病（CKD）であることを示すシールではなく、チラシ等資材を用い医薬品の適正使用に用いるシールであることを説明すること。説明例は以下のとおり。

「腎臓の働きに応じて薬の種類や量などの考え、薬の悪い影響が出ないように患者さんの身体を守るシール」など。

5. シール運用開始にあたって

- ・チェックCKDシール短編動画（医師編、薬剤師編）を視聴すること
- ・令和4年7月24日（日）に開催した「腎機能低下時における医薬品適正使用に関する研修会」を視聴していることが望ましい（オンデマンド配信・会員限定）。
- ・腎機能に係る用量・用法、禁忌薬の評価は、添付文書及び下記のような資料を参照すると良い。
 - *日本腎臓病薬物療法学会 HP：「腎機能低下に最も注意が必要な薬剤投与量一覧」
 - *書籍：腎機能別薬剤投与量 POCKET BOOK（じほう）など

6. シール等資材の請求方法

京都府薬剤師 HP の Google フォーム「チェックCKD シール等資材注文書」に必要事項を入力し請求すること。

※医療機関：原則、上記手順に準じる。